平成２２年（フ）第３３７５号
愛知県清須市西枇杷島町地領２丁目２番地６
債務者　加古　紀生
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３７６号
愛知県清須市西枇杷島町地領２丁目２番地６
債務者　民謡おばここと　田中マサ子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２８号
三重県名張市平尾3073番地　ドリームハイツGM202号
債務者　石田　尊士
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１２９号
三重県名張市平尾3073番地　ドリームハイツGM202号
債務者　石田美智代
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１３５号
三重県伊賀市ゆめが丘２丁目２番地の２
債務者　稲岡　　厚
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１２４３号
神戸市北区藤原台中町４丁目12番３号、従前の住所神戸市中央区旗塚通１丁目６―17カサ春日野道402号室
債務者　香西　智司
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４３７号
神戸市中央区元町通４丁目１番６号山田ビル602号
債務者　中村　雅洋
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４７５号
神戸市北区緑町４丁目３番７―504号
債務者　山川　幸一
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０３号
鳥取県米子市安倍1221番地
債務者　伊藤　宏一
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１０５号
広島県尾道市栗原町11230番地25
債務者　小野　啓子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第５４１号
愛媛県伊予郡松前町大字浜229番地４　コーポヤマキＡ棟Ａ105号室
債務者　影浦　一成
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５８８号
愛媛県松山市天山１丁目14番21号　Ｒ１マンション103号
債務者　高柴　和枝
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５９５号
愛媛県伊予市灘町42番地３
債務者　武智　淳一
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第８１号
鹿児島県奄美市名瀬石橋町17番19号３階左
債務者　中田　勝司
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第９８号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町19番３―42号
債務者　里　　隆雄
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１００号
鹿児島県奄美市名瀬平田町28番50号
債務者　北園あゆみ（旧姓谷村）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第３１９号
福島県郡山市長者２丁目13―６　ウェルメゾン長者101号室、住民票上の住所福島県郡山市八山田１丁目83番地の２
債務者　伊藤　広行
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係